養成施設名:

課程の別: 昼間・夜間・通信・その他()

修業年限:()年

施 行 令…歯科技工士法施行令

指定規則···歯科技工士学校養成所指定規則

		点検項目		判定		確認書類
1	学生に	こ関する事項				
	(1)	学則に定めた定員を遵守しているか。(指導要領3(1))		適・否		学則
		なお、指定規則第二条第五号ただし書の規定により一学級の定員が省令に定める定員数を超過する場合は、教員数、授業方法、学生一人につき必要な教室等の面積、教育用機械器具等に留意した上で、学生数に応じた教育体制を確保すること。				
	(2)	入所資格を有しないものを入所させていないか。(指定規則第2条第1号)		適・否□		• 募集要項
		①学校教育法第90条第1項に掲げるものであること。				· 入学資格
		(歯科技工士法第14条第1号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である				確認書類
		場合において、当該大学が学校教育法第90条第2項の規定により同項に規定する者を当該大学に入学				• 科目認定
		させる場合を含む。)				規程類
	(3)	入学資格の審査のため、高等学校の卒業証書の写等の書類調査書を提出させているか。(指導要領3(2))		適・否		• 科目認定
		※平成16年7月23日付け文部科学省通知により、入学資格審査に健康診断書は不要				関係資料
	(4)	入学の選考は適正に行われているか。(指導要領3(3))		適・否□		▪出席簿
	(5)	学生の出席状況が確実に把握されており、特に出席状況の不良な者については、進級又は卒業を認めな		適・否□		
		いものとすること。				
	(6)	学生の進級及び卒業について、学則に①~③を規定し、これに基づいて行っているか。(指導要領3(6))		適・否□		
		①進級又は卒業に必要な成績の評価基準が明確にされていること。		適・否		
		②欠席日数が当該学年の授業日数の3分の1を超えるときは、進級又は卒業を認めないこと。		適・否[
		③各学科及び実習に係る出席時間が指定規則に定める時間を満たしているか。		適・否		
	(7)	入所、進級、卒業、成績、出席状況等学生に関する記録が確実に保存されているか。(指導要領3(6))		適・否□		
	(8)	入学時の健康状態の把握、入学後の健康診断の実施及び疾病の予防措置等学生の保健管理上の必要な		適・否		
		措置を講じているか。(指導要領3(7))				
2	施設討	殳備等に関する事項				
	(1)	指定規則等で備えることとなっている部屋があるか。(①、②を満たすこと。)		適・否		・申請時の
		①普通教室(同時に授業を行う学級の数を下らない数。専用であること。(指定規則第2条第6号)		適・否│		平面図
		〇学生1名につき1.65㎡以上、かつ、1教室の総面積は、24.75㎡以上であること。(指導要領6(2))		適・否		・校舎各室の
		②基礎実習室、歯科技工実習室及び歯科理工学検査室		適・否		一覧表
		(専用であること。(指定規則第2条第7号、指導要領6(3)))				- 備品類目録
		〇学生1名につき2. 31㎡以上、かつ、1室の総面積は34. 65㎡以上であって、電気、ガス、水道及び		適・否[• 図書目録
		換気等の設備が設けられていること。(指導要領6(4))				
	(2)	以下の部屋が設けられているか。(①、②を満たすこと。指導要領6(5))		適・否□		
		①図書室、鋳造研磨室及びポーセレン室のについての実習が実施できる実習室を有すること。		適・否│		
		〇図書室はおおむね20㎡以上であること。		適・否[□	
		○鋳造研磨室およびポーレンセンについての実習が実施できる実習室が、他の実習室と併用しても差し支えない。		適・否		
		②更衣室(ロッカー室)、標本室、機械器具、材料等を保管する室を有することが望ましい。	П	適·否	$_{\sqcap}$ l	

点検 以下の機械器具、標本及び模型を有しているか。		第8号 指道要領7(1) 別表)	判定 □ 適·否 □	Н
以下の成城最会、保不及の民主を行じているか。 引表)	(旧及成别为2本	另0万、旧等安顺八八、加农/		
対育用機械器具、標本及び模型			-	
X月円版版命兵、保平及ひ侯至 I)機械器具			-	
品名	個 数	備考	1	
技工台	学生数	ν μ 25	1	
コンプレッサー			1	
<u>コンフレッッー</u> 石膏トラップ	適当数 適当数		1	
ダウエルピン植立器	適当数 適当数		1	
モデルトリマー	適当数 適当数		-	
技工用エンジン			1	
技工用マイクロスコープ			1	
リングファーネス	担当数		-	
真空埋没器	適当数		-	
具主性ス奋 溶接機(スポットまたはレーザー)	適当数		-	
冷技機(スパットまたはレーリー)	迎ヨ奴		-	
鋳造機器一式	適当数数	鋳造機(遠心または吸引加圧または高周波)・リバーナー・ブローパイプを含む。		
ポーセレンファーネス	1以上		1	
電気レーズ	適当数		1	
集塵機	適当数		1	
研磨器	適当数		1	Ш
スチームクリーナー	1以上		1	
サベヤー	適当数		1	
脱ろう装置	適当数		1	
義歯製作用器具一式	適当数	加熱重合器・加圧重合器・フラスコ・フラ スコプレスを含む。		
超音波洗浄機	適当数		1	
光重合器	適当数		1	
測色器(シェードガイド含む)	適当数		1	
各種咬合器	各1		1	
顏弓	1以上		1	
実験用器具一式	適当数	実験台・マイクロメーター・ノギス・各種温 度計・はかり・硬度計・熱膨張計・メスシリ ンダーを含む。		
万能試験機	1以上		╢	
顕微鏡一式	1以上	金属顕微鏡・読み取り顕微鏡を含む。	1	
200 100 200 -V	122		1	
)標本模型				
品名	個 数	備考]	
永久歯歯形彫刻模型(ステップ模型を含む)	適当数		1	
各種有床義歯模型(ステップ模型を含む)	適当数		1	
各種歯冠修復模型(ステップ模型を含む)	適当数		1	
各種インプラント模型	適当数		1	
各種歯科矯正装置模型(ステップ模型を含む)	適当数		1	
各種咬合誘導装置模型(ステップ模型を含む)	適当数		1	
頭蓋骨模型	1以上		1	
• • •			1	
)その他				
品 名	個 数	備考]	
プロジェクター	1以上	-	1	
スクリーン	1以上		1	
VTR装置	1以上		1	Ш
パーソナルコンピュータ	適当数		1	
主)学生数とは同時に実習を行う学生の数をいう。	~ -1 20		1	
基礎分野、専門基礎分野、専門分野に関する図報誌は1巻を1冊とする。(指導要領7(2))	書雑誌は、1500	冊以上備えられていること。	□適・否□	
承認されていない部屋を使用していないか。また (施行令第11条第1項、指定規則第4条第1項)	、承認のない変更	を行っていないか。	□適・否□	

	点検項目				判定	確認書類		
3	教員等に関する事項							
	(1) 教員及び専任教員の数は不足していないか。(①、②を満たすこと。指定規則第2条第4号、指導要領4(3))							教員一覧
	①歯科医師2人以上を含む適当な数の教員を有し、かつ、そのうち3人以上は歯科医師又は歯科技工士						□ <u>適·否</u> □ □ 適·否 □	・資格証写し
	ある専任教員であること。							原本確認要
								冰个唯心女
	②専任教員のうち1名は教育に関する主任者(教務主任)とし、歯科医師又は歯科技工士であること。							a.t. 00 du
			当りの教育担当時間が過重				□適・否□	• 時間割
	(3)	教員I	よその担当する教科に関して	専門的な知	識、技術、技能を有する者又は教育の経歴の	かある者である	□適・否□	
		تى خ	なお、歯科医師が担当するこ	とが望ましし	>授業内容については、歯科医師が担当する	らこと。		
		(指導	要領4(6))					
4	教育に関する事項							
	(1) 教育の内容は以下の内容以上か。(指定規則第2条第3号、指定規則別表、指導要領別添)						□ 適 •否 □	• 教育課程表
			教育内容	単位数	教育の目標			・シラバス
		基	科学的思考の基盤	5	医療従事者として必要な科学的・論理的思考			
		礎			力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断			
		分野	人間と生活		と行動を培う。 加工技術の基礎となる知識を習得する。			
		±1'			国際化及び情報化社会に対応しうる能力を習			
					得する。			
			小計	5				
				3	 歯科技工学の目的、歯科技工士の歯科医療に			
		門	M NIX-ICM NEW		おける役割、医の倫理、歯科疾患・歯科治療の			
		基			概要について理解する。			
		礎 分			また、歯科技工士に必要な関係法規について 習得する。			
		野			日 1寸 7 °O°			
			歯・口腔の構造と機能	7	歯の形態を十分に理解し、歯の発生、加齢歯			
					周、頭蓋の骨及び口腔周囲の筋について習得する。			
					顎関節の形態、顎口腔の機能、顎運動、咬合			
					器、修復物の咬合について習得する。			
			 歯科材料・歯科技工機器と	7	 歯科技工に使用する材料の歯科理工学的性			
			加工技術		質・安全性・品質検査及び歯科技工に必要な			
					機器の知識と加工技術を習得する。			
			小計	17				
			有床義歯技工学	12	有床義歯に関する知識を理解し、有床義歯製			
					作の技術を習得する。			
			歯冠修復技工学	13	各種の歯冠修復物に関する知識を理解し、歯			
					冠修復物製作の技術を習得する。			
1		<u>+</u>	矯正歯科技工学	2	矯正歯科の基礎的概念を理解し、矯正装置製作に関する知識と技術を習得する。			
1		専門	1. 10 15 17 14 - 24		11			
1		分	小児歯科技工学	2	小児歯科の基礎的概念を理解し、乳歯歯冠修 復物と咬合誘導装置製作に関する知識と技術			
1		野			を習得する。			
				11	 知識・技術を歯科臨床の場面に適用し、理論と			
					実践を結び付けて理解できる能力と技術力を習			
					得する。			
				40				
				62				
		:-					<u> </u>	
	-				こ定める時間数より少なくないか。		□適・否□	
1	(3) 1学級の定員が30人以内となっているか。(指定規則第2条第5号)				□適・否□			
	(4) 各科目の修得状況が不十分な者について単位認定した事例はないか。(指導要領3(5))				□適・否□			
(5) 授業方法は単独授業によるものか。(指導要領5(3))						□ 適 •否 □		
〇科目により支障のない場合は合同授業を行ってもさしつかえない。								
5	実習に	こ関する	 る事項					
		10.0		習は養成所に	内において実施されているか。(指導要領5(4))	□適・否□	• 実習施設
1	` '				The state of the s			一覧表
]							元以

	点検項目	判定	確認書類
6	変更承認及び届出に関する事項		
	(1) 変更承認若しくは届出書の提出が必要とされる学則等の変更について、必要な手続きを経ずに変更し、	□ 適 •否 □	
	運用していないか。(施行令第11条、指定規則第4条)	<u> </u>	
	①変更にあたり事前に承認が必要な事項	□ 適・否 □	• 過去の申請
	○修業年限の変更		書類
	○学科課程の変更		
	〇定員の変更		
	〇校舎の各室の用途及び面積の変更		
	②変更後1ヶ月以内届出が必要な事項	□ 適・否 □	• 過去の提出
	〇設置者の氏名及び住所		届書類
	○養成施設の名称、所在地		
	〇学則(修業年限、教育課程、定員の変更は事前に承認申請が必要)		
7	その他		
	(1) 原則として、専任の事務職員をおいているか。(指導要領4(7))	□適・否□	• 組織図
	(2) 養成施設として業務の自己点検を行い、改善に努めているか。	□適・否□	資産原簿
	(3) 養成所の経理が他と明確に区分されていること。(指導要領2(5))	□適・否□	• 出納簿
	(4) 会計帳簿等収支状態を明らかにする書類が完備されていること。(指導要領2(6))	□適・否□	· 予算決算書
	(5) 入学検定料、入学金、授業料及び実習費等は学則に定める額であり、寄附金その他の名目で不当な金額	□適・否□	• 学則
	を徴収していないか。(指導要領2(7))		▪募集要項
	点検結果に係るコメント(否となった項目についての原因と改善点等を記載)		

※記載要領

- ①事項ごとに小項目(「適否」の文字が小さいもの)→大項目(「適否」の文字が大きいもの)の順に適否の判定を行う。
- ②判定は確認書類との突合により実施し、法令に基づき適切に実施されている場合は「適」、そうでない場合は「否」とする。
- ③小項目に1つでも「否」がチェックされた場合は大項目も「否」とする。
- ④確認事項の判定は設置者自らが行うこととするが、補助者を置くことは差し支えない。 なお、補助者を置く場合は、設置者が判定内容を把握しその実施に責任を負うものとする。

実施日:	-		
(#) [M] H	/ +		-
大心, 口,		П	-

設置者氏名:

記載者氏名: